

農林水産委員会

委員一覧 (20名)

委員長	小川	勝也 (民主)	外山	齋 (民主)	長谷川	岳 (自民)
理事	金子	恵美 (民主)	徳永	エリ (民主)	福岡	資麿 (自民)
理事	郡司	彰 (民主)	中谷	智司 (民主)	白浜	一良 (公明)
理事	野村	哲郎 (自民)	松浦	大悟 (民主)	横山	信一 (公明)
理事	山田	俊男 (自民)	青木	一彦 (自民)	小野	次郎 (みん)
	岩本	司 (民主)	加治屋	義人 (自民)	紙	智子 (共産)
	小川	敏夫 (民主)	鶴保	庸介 (自民)		(23. 10. 25 現在)

(1) 審議概観

第179回国会において本委員会に付託された法律案は、本院議員提出1件(本院継続)であり、継続審査とした。

また、本委員会付託の請願4種類14件は、いずれも保留とした。

〔法律案の審査〕

鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律等の一部を改正する法律案は、鳥獣による農林水産業や生活環境に係る被害が深刻化している現状に鑑み、その被害の防止に関する施策の効果的な推進に資するため、市町村長による都道府県知事に対する必要な措置を講ずることの要請、対象鳥獣により住民に被害が生ずる恐れがある場合等の対処、捕獲した対象鳥獣の食品としての利用等を図るための施設整備の充実、有害鳥獣の捕獲等に関わる人材の確保、狩猟免許の有効期間の延長、ライフル銃の所持許可の要件の緩和等に関する規定の整備を行おうとするものである。

委員会では、発議者の野村哲郎君より趣旨説明を聴取した後、継続審査要求書を提出することを決定した。

〔国政調査〕

10月27日、農林水産に関する調査を議題とし、TPPが国内農業及び食料自給率に与える影響、TPP交渉参加後の離脱可否及びその影響、二国間のEPA交渉ではなく多国間のTPP交渉を行う理由、TPP交渉参加の判断時期、TPP交渉で関税撤廃の例外的扱いが認められる可能性、平地で20～30ha規模の経営体が大衆を占める農業構造の実現可能性、「我が国の食と農林漁業再生のための基本方針・行動計画」と戸別所得補償との整合性、新規就農者支援における国と市町村の連携の重要性、被災漁業者の漁業再開までの収入確保のための支援事業の拡充の必要性、水産業復興特区制度を導入する理由、農地・森林における放射性物質除染技術の実証実験の状況、東京電力策定の損害賠償基準の適正性の確保、放射性セシウムに汚染された稲わら等を国の責任で処分する必要性、食品等の放射性物質検査の現状と肥飼料の規制状況、トド等による漁業被害の現状とその対応、警察署における猟銃所持許可申請の受付時間の延長、有害鳥獣捕獲者に対する経済的支援及び事故時の免責措置の必要性、

植物工場のモデル事業の評価と今後の取組方針、森林整備加速化・林業再生基金が果たしてきた役割と今後の事業方針、漁業用軽油等の免税措置を恒久化する必要性、北海道南太平洋海域のスケトウダラTACの期中改定ルール策定の必要性、農山村における再生可能エネルギー生産

に向けた規制緩和のあり方、諫早湾干拓事業に係る訴訟の原告等関係者と大臣との対話の必要性等について質疑を行った。

12月8日、農林水産に関する調査を議題とし、政府に対し、環太平洋パートナーシップ（TPP）協定交渉参加に向けた関係国との協議に関する決議を行った。

（2）委員会経過

○平成23年10月25日（火）（第1回）

- 農林水産に関する調査を行うことを決定した。

○平成23年10月27日（木）（第2回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- TPP（環太平洋連携協定）交渉に関する件、我が国の食と農林漁業の再生のための基本方針・行動計画に関する件、東日本大震災による農林水産関係被害と復興対策に関する件、東京電力福島第一原子力発電所事故による農林水産業への影響と対策に関する件、鳥獣被害対策に関する件等について鹿野農林水産大臣、岩本農林水産副大臣、中塚内閣府副大臣、黄川田総務副大臣、森本農林水産大臣政務官、加藤外務大臣政務官、浜田外務大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

外山斎君（民主）、徳永エリ君（民主）、野村哲郎君（自民）、山田俊男君（自民）、長谷川岳君（自民）、横山信一君（公明）、小

野次郎君（みんな）、紙智子君（共産）

○平成23年12月8日（木）（第3回）

- 環太平洋パートナーシップ（TPP）協定交渉参加に向けた関係国との協議に関する決議を行った。
- 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律等の一部を改正する法律案（第177回国会参第23号）について発議者参議院議員野村哲郎君から趣旨説明を聴いた。

○平成23年12月9日（金）（第4回）

- 請願第213号外13件を審査した。
- 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律等の一部を改正する法律案（第177回国会参第23号）の継続審査要求書を提出することを決定した。
- 農林水産に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。
- 閉会中における委員派遣については委員長に一任することに決定した。

（3）委員会決議

—環太平洋パートナーシップ（TPP）協定交渉参加に向けた関係国との協議に関する決議—

本年11月11日、野田内閣総理大臣は「TPP交渉参加に向けて関係国との協議に入る」ことを表明した。しかしながら、TPPについては、政府からの情報提供及び国民的議論とも不十分であると言わざるを得ない状況であり、先のAPEC首脳会合において交渉参加を表明することに対し、各界各層から強い懸念が相次いで示されたところである。TPPは原則として関税をすべて撤廃することとされており、我が国の農林水産業や農山漁村にこれまでにない壊滅的な打撃を与え、食料自給率を低下させ、地域経済・社会の崩壊を招くおそれがある。さらに、TPPにより食の安全が

脅かされるなど国民生活にも大きな影響を与えることが懸念される。

よって、政府は、T P P 交渉参加に向けた関係国との協議を行う場合には、次の事項に留意することを強く求めるものである。

- 一 交渉参加に向けた関係国との協議により収集した情報については、国会に速やかに報告するとともに、国民への十分な情報提供を行い、幅広い国民的議論を行うよう措置すること。
- 二 交渉参加に向けた関係国との協議は、国益を最大限に実現するため、政府一体となって慎重に行うこと。その際、国益を損なうことが明らかになった場合には、政府は交渉参加の見送りも含め厳しい判断をもって臨むこと。
- 三 交渉参加に向けた関係国との協議を進める中においても、国内農林水産業の構造改革の努力を加速するとともに、協議の帰趨いかんでは、国内農林水産業、関連産業及び地域経済に及ぼす影響が甚大であることを十分に踏まえて、政府を挙げて対応すること。
- 四 我が国は自由貿易の推進を対外通商政策の柱とし、様々なE P A ・ F T A、地域協定のメリット、デメリットを検討し、メリットの大きなものについては積極的に推進するとともに、これによって打撃を受ける分野については必要な国境措置を維持し、かつ万全な国内経済・地域対策を講じてきたところである。今後とも、我が国のとるべき戦略について精力的に構築すること。
右決議する。